

(財) 肥料經濟研究所寄付行為

財団法人 肥料經濟研究所

財団法人肥料経済研究所寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人肥料経済研究所という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都千代田区神田小川町1丁目10番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、肥料の流通及び消費の合理化に関する調査、研究及び普及を行うことにより、農業生産の向上と肥料の需給の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 施肥の合理化に関する調査及び研究
- 2 施肥の合理化に関する指導及び普及
- 3 肥料形態及び肥効に関する調査及び研究
- 4 肥料に関する農業技術者の育成
- 5 肥料消費の実態及び動向に関する調査
- 6 肥料流通の円滑化に関する調査及び研究
- 7 海外肥料事情の調査及び紹介
- 8 前各号の事業に関する出版及び集会の開催
- 9 前各号の事業を行う者に対する資金的及び技術的援助
- 10 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の種類及び構成)

第5条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産は、次のものからなる。
 - 1 設立の時ににおける別紙財産目録記載の基本財産
 - 2 基本財産に繰り入れるべきことを指定して寄附された財産
 - 3 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産
- 3 普通財産は次のものからなる。
 - 1 基本財産からなる果実
 - 2 その他の財産

(基本財産の管理)

第6条 基本財産は、この法人の永続的財源として、理事長が管理し、その方法は理事会において定める。

(基本財産の処分制限)

第7条 基本財産は処分することができない。ただし、やむを得ない事由がある時は、処分後の基本財産の金額が、この法人の設立の日における基本財産の金額を下らない範囲内において、理事会の3分の2以上の多数の議決を得、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第8条 この法人の経費は、前条ただし書きに規定する場合を除き、普通財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第9条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ農林水産大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に、この法人の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。事業年度中において事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、事業報告、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書その他会計に関する報告書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を経なければならない。

2 理事長は、前項の事業報告書、会計に関する収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書を事務所に備え付けておかななければならない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理事	6名以上10名以内
監事	2名

(役員を選任)

第14条 役員は評議員会において選任する。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 3 理事のうち、同一親族（三親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう）又は特定企業の関係者の占める割合はそれぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事長及び常務理事)

第15条 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統理する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐してこの法人の事務を掌握し、理事長に事故あるとき又は欠員のときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事が事故あり又は欠員のときは、理事は、あらかじめ理事会で定める順位によって、理事長の職務を代行する。

(顧問及び参与)

第16条 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、理事長の要請により、業務に参画するものとする。

(理事会)

第17条 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定める事項のほか、業務の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この寄附行為に別に定める事項のほか、特に重要な事項について議決しようとするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

第18条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事

項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会は、この寄附行為に特別の定がある場合を除き、理事の過半数が出席すれば議事を開くことができる。
- 5 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。

(議事録)

第19条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載して議長が作成し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 1 日時及び場所
 - 2 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）の氏名
 - 3 審議事項及び議決事項
 - 4 議事の経過の概要及びその結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、第18条第4項及び第5項の適用については、出席したものとみなす。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を本研究所に提出しなければならない。

(監事の職務)

第21条 監事は、少なくとも毎事業年度1回、この法人の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、前項の監査の結果をとりまとめ、これに意見を附して理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第22条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(解任)

第23条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、解任することができる。この場合においては理事会又は評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第24条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第25条 本会の趣旨に賛同する者は、本会の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事会で別に定めるところに従い、賛助会費を納めるものとする。

第5章 評議員会

(評議員会)

第26条 この法人に評議員をもって構成する評議員会を置く。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、この法人の業務上重要な事項について審議する。
- 3 評議員は、19名以上23名以内とする。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員は、第4条各号に掲げる事業に関する学識経験者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 6 第22条の規定は、評議員について準用する。

(評議員会の議事)

第27条 評議員会は、毎事業年度少なくとも1回、理事長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、会議の都度、評議員の中から互選する。
- 3 評議員会の議事については、第18条第4項及び第5項並びに第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 4 評議員は、評議員会の議案として通知があった事項につき、書面をもつ

て議決権を行使し、及び意見を開陳することができる。この場合において、書面をもって議決権を行使する評議員は、評議員の出席者とみなす。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第28条 この寄付行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 この法人が解散した場合には、残余財産は国庫に帰属する。ただし、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて、本研究所と類似の目的を有する他の法人に寄附する場合には、この限りではない。

第7章 事務局

(事務局)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(寄付行為その他の資料の備え付け及び閲覧)

第32条 事務所には、この寄付行為で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる資料を備えておかなければならない。

(1) 寄付行為

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書

(6) 許可、認可等及び登記に関する書類

(7) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類

(8) 収支及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) その他必要な書類

2 前項第1号から第4号まで及び第12条第1項の資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

附則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成18年7月13日）から施行する。

ただし、農林水産大臣の認可の日に現に在任する役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、平成19年5月30日までとする。